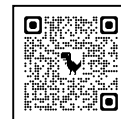




社会保険労務士法人

いとう労務経営事務所 便り 【194】



ホームページのQR

「共に成長し、共に発展する」喜びを見つけ、信頼関係を大切にしています。

〒487-0006 春日井市石尾台 4-1-1 TEL:0568-95-0041 FAX:0568-95-0044
 社会保険労務士／国家資格 2 級キャリア・コンサルタント技能士／育休後アドバイザー：松下 真希
 特定社会保険労務士／キャリア・コンサルタント／年金アドバイザー／相続診断士：伊藤 妙子

「在留カード等読取アプリ」をご存知ですか？

◆外国人政策の見直しが進められています

外国人旅行客や日本で働く外国人が増える一方、受入れをめぐる問題が顕在化し、政府は、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(1月 23 日決定。以下、「総合的対応策」という)を策定しました。

◆外国人雇用に関する取組みも

総合的対応策では、不法滞在や不法就労への対策として、在留カードの偽造変造対策、不法就労助長者の取締まり強化とともに、企業が「在留カード等読取アプリ」を使用して在留カードの確認を行うことを挙げています。

また、外国人の雇入れ時・離職時に企業が提出する「外国人雇用状況の届出」の運用改善も挙げています。

◆「在留カード等読取アプリ」とは

国が無料で提供するアプリケーションで、スマートフォンやパソコンにダウンロードして使うことができます。本人の同意を得てカメラで在留カードのICチップを読み取った後、在留カード表面に印刷されている在留カード等番号を読み取ると、ICチップ内の情報と印刷情報を照合することができます。

「外国人雇用状況の届出」には虚偽の届出等に対し 30 万円以下の罰金もありますので、外国人労働者に在留カードの提示を求め、届出事項をきちんと確認することが重要です。

◆「外国人雇用状況の届出」の運用改善

厚生労働省は検討会で議論を行っており、年1回程度の定期的な報告が必要ではないかという意見や一律に追加的な事務負担を求めるべきではないとの意見があります。今後の動向に注意しましょう。と印刷情報を照合することができます。



【参考】アプリチラシ



マイカー通勤手当の非課税限度額が改正されました

◆マイカー通勤手当の非課税限度額が引上げに

令和8年4月1日以後に支給される通勤手当から、マイカー通勤(自動車・自転車等の交通用具を使用した通勤)に係る非課税限度額が改正されました。給与計算や通勤手当の取扱いに影響する内容で、改正のポイントは2つです。

① 片道 65 km 以上の非課税限度額の引上げ

改正前の非課税限度額は、通勤距離が片道 55km 以上の人は一律 38,700 円／月額でしたが、片道 65 km 以上について、下記のように引き上げられました。

- ・片道 65km 以上 75km 未満 → 45,700 円
- ・片道 75km 以上 85km 未満 → 52,700 円
- ・片道 85km 以上 95km 未満 → 59,600 円
- ・片道 95km 以上 → 66,400 円

これにより、片道 65km 以上のマイカー通勤者に対し、これまで課税対象となっていた一部の通勤手当が非課税で支給できる可能性が生じます。

② 駐車場料金相当額の非課税限度額への加算

マイカー通勤者が一定の要件を満たす駐車場等(※)を利用している場合、その駐車場料金相当額(上限 5,000 円／月額)を、通勤距離の区分による非課税限度額に加算できることとなりました。

※マイカー通勤で使用する駐車場等のうち、通勤手当をもらう人の勤務場所の周辺または通勤のために利用する交通機関の駅もしくは停留所その他の施設の周辺にあるもの。

◆対応の留意点

上記は、「令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」から適用されます。

自社のマイカー通勤者の通勤距離区分や駐車場代の支給方法について、関連する社内規程等を改めて確認し、正しい給与計算に努めましょう。対象者に改正があったことを知らせておくことも重要です。

4月から全国のよろず支援拠点に「生産性向上支援センター」が開設されています

◆よろず支援拠点とは？

中小企業や小規模事業者が抱える、あらゆる経営課題・悩みに対して各分野に精通した専門家がワンストップで対応するため、国が設置している経営相談所です。各都道府県にあり、無料で何度も相談することができます。

令和6年度の活動実績をみると、相談内容は多い順に「売上拡大」(57%)、「経営改善」(23.8%)、「創業」(14.5%)です。満足度(全国平均)は「大変満足」「満足」が95.8%と、高い状況にあります。

◆新たに「生産性向上支援センター」が開設に

今年4月1日より、各都道府県のよろず支援拠点内に「生産性向上支援センター」が開設されました。足下の深刻な人手不足・労働供給制約下においても、中小企業等が省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、伴走支援を行います。

◆具体的に何をしてくれる？

例えば、「本当は見直したいが、手作業が当たり前になっている」、「忙しさに追われ、改善に手が付けられない」等の悩みに対して、サポーター等が複数回(計10回程度を想定)現場訪問し、生産性向上(特に労働投入量の効率化)に向けて現場の状況に応じた取組み方を一緒に考えます。

5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)など作業環境の整備をはじめ、ムリ・ムラ・ムダの削減など職場改善、作業プロセス改善、デジタル化、自動化、IoT化、AI活用などの支援が受けられます。

また、支援を受けて「生産性向上取組計画」を策定すると、今夏より省力化投資補助金(一般型)の審査において加点措置を受けられる予定です。

【参考】

経済産業省 HP

よろず支援拠点全国本部 HP



早期離職する若者の離職理由と労務管理のヒント

新卒・若手社員の早期離職が企業課題となっています。独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が行った「若年者の能力開発と職場への定着に関する調査」結果から、「新卒就職者が初めての正社員勤務先を離職した理由」と労務管理のヒントを探ります。

◆離職理由の傾向

調査は2016年に第1回、2019年に第2回、2025年に第3回が行われ、各回の対象年齢や質問項目は厳密には一致しません。

しかしながら、第2回・第3回の離職者全体の回答では、男女とも「労働時間・休日・休暇」「賃金の条件」「健康を損ねたため」「人間関係」が上位に入り、これらが普遍的な離職理由であることがうかがえます。

また、勤続1年以内に離職した若者で突出する離職要因は、男女ともに「健康を損ねた」「人間関係」「自信喪失」となっており、入職直後の職場や仕事への適応が職場定着に重要であることが確認できます。

他方で、5年超勤続者の離職では「キャリアアップ」「希望条件に合う仕事が見つかった」「結婚・出産・育児」が高く、前向きな理由が増加しています。

◆労務管理のヒント

第3回調査では、仕事や働くことについての悩みを相談できる相手がいるか否かによって若者の職場定着状況は大きく左右されると予想し、相談状況を分析しています。

すると、早期に離職した若者ほど悩みがあっても相談しないまま離職した傾向がみられ、離職者は勤続者と比べて職場のコミュニケーションが不足している傾向も指摘された、としています。

不本意な早期離職を防止し職場定着を推進するには、だれでも利用できる「入職直後に相談できる場」を職場外に整備することが重要であると、結論づけています。

【参考】

JILPT 若年者の能力開発と職場への定着に関する調査(第3回)



黒柴 夢ちゃんから一言

みなさん、こんにちは。
春の心地よい風から、昼間は夏のような強い日差しが出始める季節になりました。
瞬く間に夏到来になりそうです。

【GWお休みのお知らせ】

5月1日(金)
～ 6日(木・祝)

お休みをいただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、
よろしくお願いします。

